

令和7年7月16日

3年生徒及び保護者の皆様

鳥取県立八頭高等学校長
(公 印 省 略)

令和8年度鳥取県育英奨学生（大学等奨学資金）の募集について

保護者の皆様には本校の教育活動に対し、日頃から格別の御理解、御協力をいただきありがとうございます。

鳥取県が募集する大学等在学中に貸与する奨学金の申請を下記のとおり受け付けます。

希望者は募集要項を熟読の上、申請書等をダウンロードし、必要書類（募集要項「7 申請の手続」参照）を添えて御提出ください。

記

1 提出期限及び提出先

提出期限：令和7年9月4日（木）

（受付：平日午前8時10分～午後4時40分、ただし8月13日～15日を除く）

※期限を過ぎてからの提出は受け付けませんので御了承ください。

※提出前に「提出書類チェックリスト（予約募集者用）」での確認をお願いします。

提出先：八頭高等学校 事務室（直接提出してください）

2 募集要項・申請書等

鳥取県教育委員会人権教育課育英奨学室ホームページ、または本校ホームページからダウンロードしてください。

○育英奨学室：<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/315772.htm#itemid315772>

○本校ホームページ（「奨学金について」）

※ダウンロードできない場合は事務室にて配布しますので、受け取りに来てください。

（配布：平日午前8時10分～午後4時40分、ただし8月13日～15日を除く）

3 その他

鳥取県育英奨学生（大学等奨学資金）の募集は、大学入学前のみ行っており、大学等に入学後は応募できません。

本奨学金と併用できないものがあります。詳しくは募集要項を御確認ください。

【次ページに続く】

4 奨学金の概要

(1) 貸与額

国公立の大学等 月額 45,000円

私立の大学等 月額 54,000円

(2) 貸与期間 大学等の正規の修業年限が終了する月まで

(3) 申請資格 (次の要件をすべて満たしていること)

ア 県内に住所を有する者の子等で、令和8年度に大学等へ入学する予定の者。

イ 高等学校等第2学年時の学業成績の平均値が3.0以上であり、性行が正しいこと。

ウ 申請者の属する世帯(生計を一とする世帯)の年間所得が、募集要項別表第2の所得基準以下であること。

エ 進学後、鳥取県から他の奨学資金の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。

オ 進学後、鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与額以上の無利子の貸与又は給付を受ける見込みのないこと。

※上記、エ、オについては募集要項の「参考」を御確認ください。

(4) 返還方法

貸与終了後20年以内(貸与総額により異なります)、無利子

(5) 提出書類

ア 鳥取県大学等奨学資金貸与申請書

イ 令和6年分所得に係る市町村長発行の所得証明書(申請者本人、高校生以下の就学者、乳幼児を除く世帯全員分)

※令和6年1月1日から令和6年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの。

ウ 誓約書(連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付)

エ 募集要項別表第1の特別の事情による控除(特別控除)を受けようとする者は、そのことを証明する資料(一人親世帯、就学者のいる世帯を除く。)

※提出書類チェックリストでもご確認ください。

〈問い合わせ先〉

八頭高等学校 奨学金担当 田淵

電話 (0858) 72-0022